



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	地域協働局区役所課	1
規則	神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則	地域協働局区役所課	2
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	5
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(西須磨東部自治会)	地域協働局地域活性課	7
告示	認定特定非営利活動法人の代表者の氏名変更(特定非営利活動法人はんしん高齢者くらしの相談室)	地域協働局地域活性課	8
告示	放置自転車等の撤去及び保管についての告示	建設局東部建設事務所	9
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	12
告示	人と自然との共生ゾーン条例に基づく里づくり計画の変更認定	経済観光局農政計画課	14
公告	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例(新場自治会)	地域協働局地域活性課	15
公告	神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業の事業計画決定に係る事業計画の縦覧	都市局工務課	17
公告	開発行為に関する工事の完了(北区有野町)	都市局都市計画課	18
公告	市民公園の認定の変更	建設局北建設事務所	19
交通局	公金の徴収事務を含む業務の委託	交通局営業推進課	20

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日  
を定める規則をここに公布する。

令和6年8月13日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第5号

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日  
を定める規則

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年3月条例第  
27号）のうち第1条に規定する神戸市区の設置等に関する条例（平成31年3月条  
例第31号）第4条の改正規定並びに第2条及び第3条の規定の施行期日は、令和  
6年8月13日とする。

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月13日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第6号

神戸市事務分掌規則の一部を改正する規則

神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(区役所の分掌事務)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>総務部地域協働課～総務部保険年金医療課 [略]</p> <p>保健福祉部保健福祉課</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>ひとり親</u>家庭及び寡婦並びに困難な問題を抱える女性の福祉に関すること(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(12)～(15) [略]</p> <p>保健福祉部生活支援課 [略]</p> <p>第22条 [略]</p>	<p>(区役所の分掌事務)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>総務部地域協働課～総務部保険年金医療課 [略]</p> <p>保健福祉部保健福祉課</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>一人親</u>家庭及び寡婦並びに困難な問題を抱える女性の福祉に関すること(他の所管に属するものを除く。)</p> <p>(12)～(15) [略]</p> <p>保健福祉部生活支援課 [略]</p> <p>第22条 [略]</p>

市民課～地域協働課 [略]

保健福祉課

(1)～(13) [略]

(14) ひとり親家庭及び寡婦並びに困難な問題を抱える女性の福祉に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(15)～(18) [略]

(須磨区役所北須磨支所の分掌事務)

第25条 [略]

市民課

(1)～(5) [略]

(6) 市税に関する証明書(固定資産税関係証明書、住宅用家屋証明書を除く。)の作成及び交付に関すること。

(7)～(12) [略]

保険年金医療課 [略]

保健福祉課

(1)～(9) [略]

(10) ひとり親家庭及び寡婦並びに困難な問題を抱える女性の福祉に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(11)～(14) [略]

生活支援課 [略]

市民課～地域協働課 [略]

保健福祉課

(1)～(13) [略]

(14) 一人親家庭及び寡婦並びに困難な問題を抱える女性の福祉に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(15)～(18) [略]

(須磨区役所北須磨支所の分掌事務)

第25条 [略]

市民課

(1)～(5) [略]

(6) 市税に関する証明書(住宅用家屋証明書を除く。)の作成及び交付に関すること。

(7) 市税その他徴収金の収納に関すること。

(8)～(13) [略]

保険年金医療課 [略]

保健福祉課

(1)～(9) [略]

(10) 一人親家庭及び寡婦並びに困難な問題を抱える女性の福祉に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(11)～(14) [略]

生活支援課 [略]

別表第2（第47条関係）

名称		所管区域
[略]		[略]
須磨保健福祉部	保健福祉課	須磨区
	北須磨保健福祉課	
[略]		[略]

別表第2（第31条関係）

名称		所管区域
[略]		[略]
須磨保健福祉部	保健福祉課	須磨区のうち北須磨支所の所管区域以外の区域
	北須磨保健福祉課	須磨区のうち北須磨支所の所管区域
[略]		[略]

附 則

この規則は、令和6年8月13日から施行する。

神戸市告示第 259 号

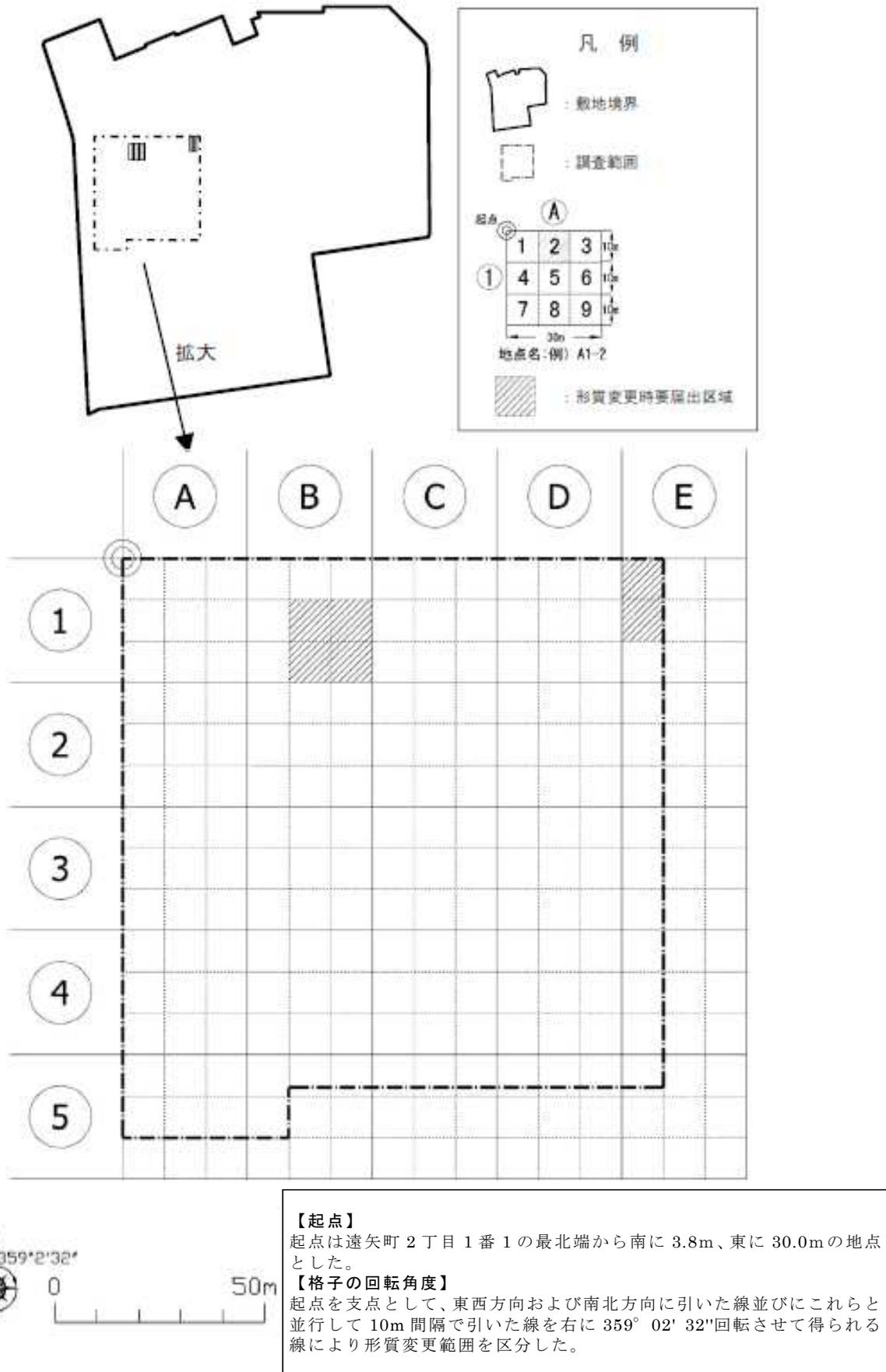
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 6 年 8 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域  
兵庫区遠矢町 2 丁目 1 番 1 の一部  
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図



神戸市告示第260号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月9日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

西須磨東部自治会

(2) 主たる事務所

神戸市須磨区離宮前町2丁目5番22号

(3) 代表者の氏名

浅井 洋明

(4) 代表者の住所

神戸市須磨区行幸町4丁目4番4号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「村田 しのぶ」を「浅井 洋明」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市須磨区行幸町3丁目5番36号」を「神戸市須磨区行幸町4丁目4番4号」に改める。

3 変更の年月日

令和6年5月26日

神戸市告示第273号

次の認定特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第53条第1項による届出を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月20日

神戸市長 久元喜造

1 該当の認定特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人はんしん高齢者くらしの相談室

(2) 主たる事務所の所在地

神戸市東灘区田中町1丁目15番5号メインステージ本山301号

(3) 代表者の氏名

大迫 康二

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名を「谷口 昌良」から「大迫 康二」に変更する。

3 変更の年月日

令和6年8月1日

神戸市告示第274号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月20日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 1台	令和6年7月4日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岡本駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 2台	令和6年7月5日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	灘駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	大石駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	深江駅周辺	自転車 2台	令和6年7月10日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 10台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岡本駅周辺	自転車 2台	令和6年7月11日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 11台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲駅周辺	自転車 1台	令和6年7月16日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪神御影駅周辺	自転車 6台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪急御影駅周辺	自転車 2台	令和6年7月16日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 2台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台	令和6年7月16日	
	摂津本山駅周辺	自転車 3台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車	1台	令和6年7月17日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	灘駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	大石駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摩耶駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	王子公園駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	新在家駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	9台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
六甲駅周辺	自転車	4台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	12台	令和6年7月22日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	JR住吉駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	甲南山手駅周辺	自転車	1台	令和6年7月23日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	灘区管内	自転車	14台	
	自転車等長期放置	原動機付自転車	1台	
	阪神御影駅周辺	自転車	8台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪急御影駅周辺	自転車	1台	令和6年7月23日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第275号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月20日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年7月5日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和6年7月11日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和6年7月17日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和6年7月23日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和6年7月29日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 1台		

神戸市告示第276号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月20日

神戸市長 久 元 喜 造

1 変更認定する里づくり計画

小束野里づくり計画

2 変更の内容

土地利用計画の変更

神戸市公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づき、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため、所有不動産の登記移転等にかかる公告申請があり、当該申請について相当と認めため、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和6年8月8日

神戸市長 久元喜造

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

- (1) 名称 新場自治会
- (2) 区域 神戸市西区岩岡町岩岡 225 番地から 426 番地および 1111 番地まで
- (3) 主たる事務所 神戸市西区岩岡町岩岡 397 番地の 5

2 申請不動産に関する事項

- (1) 土地

地目	面積	所在地
墳墓地	183 m <sup>2</sup>	神戸市西区岩岡町岩岡字新場 319 番

上記土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
橋本 要藏	—
橋本 惣吉	—
橋本 源治郎	—
橋本 利佐藏	—
橋本 秀藏	—
松尾 卯兵衛	—
木村 岩右衛門	—
木村 岩吉	—
木村 石右衛門	—
木村 友藏	—
木村 為藏	—
杉岡 弥右衛門	—
細田 與三郎	—
三木 亀松	—
三木 網右衛門	—

- 3 申請事項に関し異議を述べることができる者の範囲  
申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 4 異議を述べる期間  
令和6年8月8日から令和6年11月8日まで
- 5 異議を述べる方法  
地方自治法施行規則第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による
- 6 異議申出書提出先  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市地域協働局地域活性課

神戸市公告

神戸国際港都建設事業下三条町北地区防災街区整備事業の事業計画を定めるにあたり、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第181条第1項の規定により、当該事業計画を2週間公衆の縦覧に供するので、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成9年政令第324号）第25条の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第181条第2項において準用する第140条第3項の規定により、当該防災街区整備事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者は、事業計画について意見があるときは、令和6年9月17日までに、神戸市に意見書を提出する事ができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

令和6年8月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 縦覧の開始の日

令和6年8月21日

2 場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル8階  
神戸市都市局工務課

3 時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年8月20日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市北区有野町有野字中通り1773番、1774番、1775番、1776番、1777番、1778番、1781番、1782番2、1776番地先里道、1774番地先里道、有野町有野字南垣内1741番1、1742番、1745番、1746番1、1742番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
兵庫県芦屋市公光町1番25号  
株式会社LLOYD LANDeA  
代表取締役 岡野 匡志
- 3 許可番号  
令和4年8月5日 第7136号  
（変更許可 令和4年10月13日 第1496号）  
（変更許可 令和6年8月5日 第1525号）

神戸市公告

市民公園の認定を変更したので、神戸市市民公園条例施行規則（昭和51年6月8日規則第55号）第15条第2項の規定により、神戸市市民公園条例（昭和51年4月1日条例第16号）第20条第3項において準用する条例第13条第2項の規定により公告します。

令和6年8月20日

神戸市長 久元喜造

1 市民公園の名称及び所在地

名称	塩田市民公園	自彊市民公園
所在地	神戸市北区道場町塩田字南垣内 3415	神戸市北区道場町塩田字小前垣内

2 変更の内容

(1) 塩田市民公園

市民公園管理者

（変更前）塩田福寿会

（変更後）自彊自治会を母体とする塩田・自彊市民公園管理会

(2) 自彊市民公園

市民公園設置者及び市民公園管理者

（変更前）塩田福寿会

（変更後）自彊自治会を母体とする塩田・自彊市民公園管理会

3 認定変更年月日

令和6年8月1日

神戸市交通告示第1号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和6年8月7日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

委託者	委託業務	委託期間
兵庫県神戸市西区小山2丁目1番8号 株式会社 神戸コスモス 代表取締役社長 堀口 寛之	企画商品販売業務	令和6年8月1日から 令和7年3月31日まで